

丸亀で会いましょう

出会い、人とのつながりの大切さを実感

平成28年 丸亀市成人式実行委員会 会長 西本亮太郎さん



西本さん

これからの丸亀を担う若い世代の代表として、今二十歳の西本さんにお話を伺いました。

●実行委員をやってみて

やってみて本当によかったです。日常生活ではなかなかつながれない人とつながれました。

今回の実行委員によるアトラクションとして、「フラッシュモブ」というダンスをやりました。南中にダンスのボランティア部(きよこぼっこまいれん)があり、実行委員の中にその部のOBがいたので、構想作りや練習を協力してもらいました。

実行委員のメンバーはほぼ全員がダンス未経験なうえに、高松市在住だったり、仕事をしていたりしたので、予定を合わせ、練習時間を確保するのが本当に大変でした。

みんなで一つのことを作り上げるのは、時間も労力もかかりますが、本番で最後のポーズを決めたとき、歓声がわっと起こり「ああやってよかった」と、舞台裏でみんなでガッツポーズをしました。南中発幸舞と連携してできたのも、OBとのつながりがあったからです。このメンバーに出会えた事は財産です。

●丸亀市について

丸亀は都会と田舎の間のような感じがちょうどよく、住みやすいまちだと思います。この春から大学進学のために県外に行きます。今、情報系の勉強をしているので、将来はそれを生かせる仕事をしたいです。そして丸亀に帰ってきたいと思うので、これからも住みやすい町であってほしいと思います。

子ども好きの西本さん。男性の育児休業に関しては、「自分の親は祖父母がいたから仕事に行く事ができる。家庭状況にもよるが、夫婦二人だけで子育てをする場合は男性の育児休業取得も必要になってくるのでは。」としっかり自分の意見を答えてくれました。西本さんが思う住みやすいまちとは、男女がともに働きながら祖父母も含めた3世代で子どもたちを見守れる町というイメージもあるのではないのでしょうか。男性も女性も生き生きと暮らせるまちを目指して、丸亀の未来を担う西本さんのような若い力に期待したい。

Information

丸亀お城まつりで展示を行います

ゆめネットワーク構成団体の活動紹介を行います。ぜひお立ち寄りください。

- 日 時 平成28年5月3日(祝)、4日(祝) 9:00~17:00 (4日は16:00まで)
- 場 所 生涯学習センター5階エレベーター前
- 問い合わせ先 丸亀市人権課男女共同参画室(ゆめネットワーク事務局 TEL:24-8823)

じんけんフェア2016 in お城まつり

手作りコーナー、人権作品展、スタンプラリーなどを行います。

- 日 時 平成28年5月3日(祝) 9:30~16:00
- 場 所 生涯学習センター3階・5階、丸亀市役所1階玄関ロビー
- 主 催 丸亀・観音寺支局管内地域人権啓発活動ネットワーク協議会
- 問い合わせ先 丸亀市人権課 TEL:24-8811

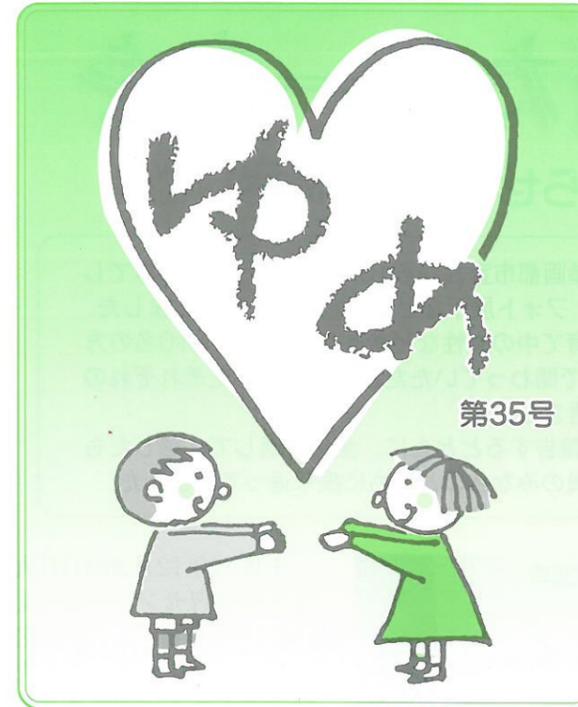
新しい図書 紹介 「新しいパパの教科書」

NPO法人ファザーリング・ジャパン著(学研教育出版)
 パパとなる前に、知っておくといい情報が満載。子どもとの関係ももちろんですが、パートナーとのより良い関係と、育児に関するお金や制度について、ひととおり網羅されています。
 (2013年10月発行)



編集後記 私にとって、10周年記念事業を実施できたことは、二つの意味で意義深いことだった。一つは、10年という節目の年に立ち止まって、男女共同参画が進んだ未来を展望できたこと。そしてもう一つは、事業実施のためにさまざまな立場の方と意見交換し、ともに行動できたことである。住みやすいまちをつくりたいと思っているのは、決して行政だけではない。そんな思いを集め、より大きくしていくことが行政の大切な役割だと、改めて気づかされた。(T)

丸亀市男女共同参画情報紙



4月1日から「女性活躍推進法」が完全施行

平成27年8月に、「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」が成立しました。この法律は、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために、国や地方公共団体(県、市)、事業主の責務などを定めたものです。

法律では、301人以上の労働者を雇用する事業主は、下図のステップ1~4の実施が義務づけられています。(300人以下の事業主については努力義務です。)中でも、行動計画の策定と各都道府県労働局雇用均等室への届出は、平成28年4月1日までにを行う必要があります。

また、国や地方公共団体は、職員の人数に関係なく、4月1日までに行動計画を策定し、公表することが義務づけられています。

認定マーク

行動計画の策定、届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況などが優良な事業主は、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。



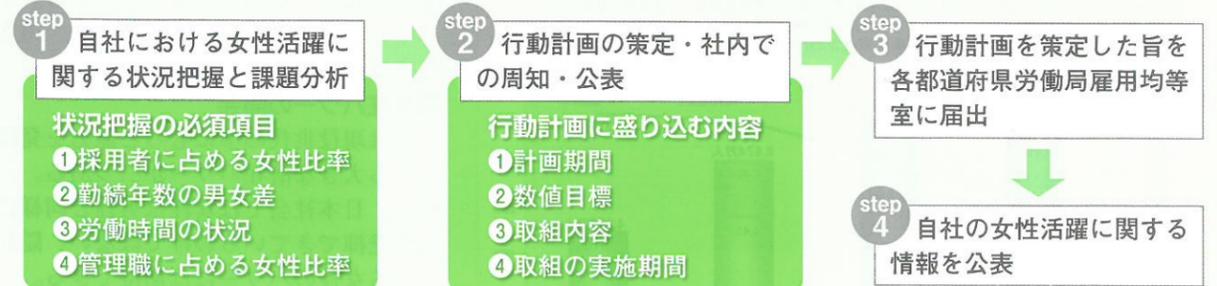
認定を受けた事業主は、認定マークを商品や広告などに付けることができます。

認定マークには3段階あり、このマークは最高評価のものです。

詳しくは、香川労働局雇用均等室(Tel.087-811-8924)へ。
 ※雇用均等室は、平成28年4月1日から、雇用環境・均等室(仮称)へ変わる予定です。

事業主のみなさんへ

「女性活躍推進法」への対応は4つのステップで



※行動計画の策定と、各都道府県労働局雇用均等室への届出は、平成28年4月1日までにを行う必要があります。

~男女がともに生き生きと暮らせるまちをめざして~

丸亀市総務部人権課 男女共同参画室